

地域指定年度	昭和 45 年度
整備計画策定年度	昭和 46 年度
整備計画変更年度	昭和 60 年度(1985)
	平成 8 年度 (1996)
	令和 6 年度 (2024)

玉川村農業振興地域整備計画書

令和 7 年 5 月

福島県 石川郡 玉川村

地域指定年度	昭和 45 年度
整備計画策定年度	昭和 46 年度
整備計画変更年度	昭和 60 年度(1985)
	平成 8 年度 (1996)
	令和 6 年度 (2024)

玉川村農業振興地域整備計画書

令和 7 年 5 月

福島県 石川郡 玉川村

目次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
（1）土地利用の方向	1
（2）農業上の土地利用の方向	3
2 農用地利用計画	4
第2 農業生産基盤の整備開発計画	5
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
（1）西部地域（川辺地区、蒜生地区、小高地区、中地区、岩法寺地区、竜崎地区）	5
（2）中央部地域（南須釜地区〔地区東部を除く〕、北須釜地区、吉地区）	5
（3）東部地域（山小屋地区、四辻新田地区、南須釜地区の東部〔青井沢他〕、山新田地区）	5
2 農業生産基盤整備開発計画	6
3 森林の整備その他林業の振興との関連	6
4 他事業との関連	6
第3 農用地等の保全計画	7
1 農用地等の保全の方向	7
2 農用地等保全整備計画	7
3 農用地等の保全のための活動	7
4 森林の整備その他林業の振興との関連	7
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	8
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標	8
（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	9
（1）地域営農組織等の育成	9
（2）農作業受委託の促進対策	9
（3）地力の維持増進	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第5 農業近代化施設の整備計画	10
1 農業近代化施設の整備の方向	10
2 農業近代化施設整備計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	11
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	11
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	11
3 農業を担うべき者のための支援の活動	11
4 森林の整備その他林業の振興との関連	11
（1）林業労働者の育成	11
（2）林業後継者等の育成	11
（3）林業事業体の体質強化方策	11

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	12
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	12
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	12
3 農業従事者就業促進施設	12
4 森林の整備その他林業の振興との関連	12
第8 生活環境施設の整備計画	13
1 生活環境施設の整備の目標	13
（1）安全性	13
（2）保健性	13
（3）利便性	13
（4）快適性	14
（5）文化性	14
2 生活環境施設整備計画	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連	14
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	15
第9 付図	15
1 土地利用計画図（附図1号）	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本村は、福島県の中南部、石川郡の北西に位置し、東は石川郡平田村、西は岩瀬郡鏡石町及び西白河郡矢吹町、南は石川郡石川町、北は須賀川市に接し、東経 140° 31′ 北緯 37° 15′ に位置し、東西に 11.3 km、南北に 9.2 km、総面積は 46.67 km²を有する。村の西端を流れる阿武隈川沿岸の西部地区は標高が低く、比較的平坦な地形であるが、東部地区は阿武隈山系の西斜面に位置し、総じて起伏の多い丘陵が波状的に連なる中山間地帯である。標高は 242m～753mの範囲にあるが、集落が点在する地域は 250m～400mの範囲に集中している。本村は、福島空港の所在地であり、主要基幹道路である国道 118 号のほか、東西に福島空港・あぶくま南道路（あぶくま高原道路）が横断していることから、首都圏や関西圏へのアクセスが容易な立地のため、人・物・情報の交流の拠点としての高いポテンシャルを有する地域である。

気象は、阿武隈山系特有の起伏の多い地形であるため、標高別の気象条件の変化は大きい。年間平均気温は 11.8℃年間降雨量 1,283.5 mmで夏季は雨量が多く、冬季の積雪は少ない。降霜は 10 月下旬に初霜、5 月上旬に晩霜を見る。また、年次によっては、早冷や干ばつが心配され、近年では台風による被害が増えてきており、気象的制約が多い地域である。土壌は花崗岩を母体としたもので、母岩の分解による砂壤土、壤土が大部分である。西部地区は、阿武隈川の東岸にあたり、比較的平坦な地形をして、土質は河川沖積土地帯では地力が高く、標高が高くなるにつれて、古期又は新規花崗岩を生成母岩とした砂質壤土が大部分となる。

農業振興地域の総面積 3,794ha の内、森林原野が最も多く、1,684ha（44.4%）を占め、農用地面積は 1,371ha（36.1%）となっており、以下、住宅地 207ha（5.5%）、工場用地 37ha（1.0%）、農業用施設用地 8ha（0.2%）、その他 487ha（12.8%）となっている。農用地面積は減少傾向を示しており、農地の住宅用地や商工業施設等への転用や道路等インフラ整備による公共買収等が要因となっている。昭和 56 年から始まった阿武隈中部第二区域農用地開発公団事業により、草地・飼料畑が造成され、森林原野面積が僅かながら減少傾向にあったが、近年、復旧が困難な耕作放棄地の非農地判断の実施により、農地の森林原野への地目変更が少しずつ進められている。また、母畑地区国営総合農地開発事業により、約 345ha の整備が行われていることから、地域に合った複合経営による営農類型の確立や土地利用型農業の推進、高性能農業機械・先進技術の導入等、農業近代化施設の整備を推進する必要があるとあり、多様な担い手への農地の集積・集約を推進しながら、優良農用地の確保に努めていくこととしている。

住宅団地や商工業施設用地は、村内外からの定住や移住、商工業事業者の進出により年々増加傾向にあり、農用地や森林原野からの転用が増えていくものと考えられる。また、農道の整備や用排水路の整備等営農環境の整備を図るため、公共的な用地への転用も併せて増えていくと考えられる。

農業振興地域においては、「農業振興地域整備計画」や「農地法」の適切な運用に努め、優良農地を確保するとともに、農村集落の生活環境の改善に努める。また、ほ場の大区画化や農道整備など農業生産基盤の整備を推進するとともに、集落営農組織の育成や農地の流動化や集約化を図り、農業経営の高度化、安定化を推進する。

さらに「多面的機能支払制度」や「中山間地域等直接支払制度」による集落ぐるみの農地等の保全活動などを通して、優良農地の確保と農村環境の維持向上に努める。

農業振興地域内の土地利用計画は、次の表のとおりである。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (2024年)	1,371	36.1	8	0.2	1,684	44.4	207	5.5	37	1.0	487	12.8
目標 (2029年)	1,357	35.8	8	0.2	1,696	44.7	209	5.5	37	1.0	487	12.8
増減	△14		0		12		2		0		0	

区分 年次	計	
	実数	比率
現在 (2024年)	3,794	100.0
目標 (2029年)	3,794	100.0
増減	0	

(注) 1 現在の面積は、一筆ごとの登記面積の積上により算出

2 目標は過去5年の推移に基づいて推計

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある現況農用地のうち、次のa～dに該当する農用地について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地（10ha以上）
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c 農業用施設の用に供される土地で、a・bに隣接する土地
- d a～c以外の土地で、地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、次の土地についてはdの農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる山林に介在又は隣接する農用地
- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる集落周辺の農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

森林・原野における開発事業は見込まれないため、原則として農用地区域を設定しない。ただし、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある場合は、農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地等の利用は、効果的・計画的な利用を基本として他の土地利用計画との調整を十分に図り、農業生産性を高め、地区ごとの特色ある土地利用と優良農地の保全・確保に努める。

また、山間地の農用地は、地形及び排水条件が悪く、高齢化による離農、後継者不足等に伴う耕作放棄地が増え、農用地の確保が困難となってきた。

しかしながら、農用地の確保は農業振興の基本であり、農用地の自然的、社会的、経済的条件について地域の特色を考慮しながら、安定的な農業生産を確保するために、今後は未整備地の生産基盤の整備を進め、ほ場条件の改善を図り、効率的な機械化作業を推進する。更に、農地の流動化を一層促進し、担い手の規模拡大と団地化による農作業の受委託、機械の共同利用を積極的に進めることにより農用地の有効利用を図る。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			山林・原野等			計		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
西部 地区	414	410	△4	0	0	0	0	0	0	3	3	0	8	7	△1	425	420	△5
東部 地区	486	481	△5	0	0	0	0	0	0	5	5	0	59	59	0	550	545	△5
計	900	891	△9	0	0	0	0	0	0	8	8	0	67	66	△1	975	965	△10

イ 用途区分の構想

本村の農業は、中山間地と平坦地に区分され、平坦地は国営母畑地区総合農地開発事業などの開発により水田の区画整理及び畑地造成が進められ、水稻を基幹作物に野菜、果樹の複合経営で生産性の高い農業経営が行われている。一方、中山間地は、水稻を中心に畜産、野菜等の複合経営で地理的条件を生かした農業経営を行っている。

近年は、農畜産物の輸入拡大や自由化、関税の引き下げ、世界的なパンデミックによる外食産業の低迷等により農産物価格が低迷しているのに加え、兼業農家の進行や農業従事者の高齢化、後継者不足等により耕作面積、生産量ともに減少している。

今後は、地域の特性を生かした複合経営を推進し、認定農業者、集落営農組織や農業生産法人等の育成を図る。併せて経営規模拡大や集約化を推進して農業所得の増加により安定した農業経営を目指す。また、集落の話し合いにより実質化された人・農地プランを活用することで、認定農業者や農地所有適格法人へ農地の集積・集約を図る。併せて効率的な土地利用による経営規模拡大によって生産性の高い農業経営を展開する。さらに、農業者が農産物の生産から加工・販売までの6次産業化を推進・支援し農業の活性化を図る。

ウ 特別な用途区分の構想
なし

2 農用地利用計画

別紙のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域は、大きく分けると川辺・蒜生・小高・中・岩法寺・竜崎地区からなる比較的平坦部で構成される西部地域、南須釜・北須釜・吉地区からなる中山間部の中央部地域、山小屋・四辻新田・南須釜の一部地区（青井沢・小半弓・千五沢）・山新田からなる山間部の東部地域に分類され、農用地は 900ha あり、田 431ha・畑 469ha である。

これまで、昭和 41 年の第一次農業構造改善事業で中・北須釜地区の約 104ha、昭和 48 年から平成 5 年までに母畑地区国営総合農地開発事業で約 345ha、昭和 56 年から北須釜地区団体営ほ場整備事業で 11.7ha、昭和 58 年から山小屋地区団体営ほ場整備事業で 16.3ha、昭和 56 年から阿武隈中部第二区域農用地開発公団事業で約 70ha の草地・飼料畑造成が行われ、現在まで 547ha が整備されている。

今後、農業の近代化や農地流動化を促進するためには、ほ場整備が行われていない農地やほ場条件が悪い農地などの整備改善が必要であることから、基盤整備により団地化が確保できる水田を中心に土地改良事業等を推進し、農地条件の改善と汎用化を進める。併せて、農道や用排水路などの整備を総合的に実施し、調和のとれた農村地域社会を構築する必要があるため、農用地周辺の環境整備・改善に努める。

（1）西部地域（川辺地区、蒜生地区、小高地区、中地区、岩法寺地区、竜崎地区）

西部地域は、小高地区を除く地域において、国営母畑地区総合農地開発事業等により、ほ場整備が行われ機械化に対応する条件を備えていることから、大型機械による効率化と直播栽培等の低コスト生産を推進するとともに、中心となる担い手の育成を図る。土地基盤整備未整備の水田については、農業生産の向上と効率的な農業経営を推進する上で、農道整備及び用水路整備は不可欠であるため、地域の実情に応じた土地基盤整備を実施し、高性能機械の導入による農業生産の向上を図るとともに、担い手への農地の集積・集約により規模拡大を図る。

なお、小高地区、中地区、竜崎地区の3地区については、国が令和元年度に阿武隈川緊急治水対策プロジェクトと称し、令和 10 年度整備完了を目標とした遊水地群一部を当該3地区に整備することとした。整備計画エリア内では施設園芸が盛んに行われており、特に収益性の高いきゅうりやトマト等が栽培されていることから、これら本村主要農産物を維持していくためには、代替農地の確保が必要不可欠である。このことから、農地移転農業者に対して移転先のための支援や農地情報の提供等、さまざまな支援施策を積極的に行い、本村農業の維持に努めなければならない。

（2）中央部地域（南須釜地区〔地区東部を除く〕、北須釜地区、吉地区）

中央部地域は、国営母畑地区総合農地開発事業及び阿武隈中部第二区域農用地開発公団事業、団体営小規模土地改良事業により、ほ場整備が完了し機械化に対応する条件を備えていることから、大型機械による効率化と生産コストの削減を推進するとともに、担い手の育成を図る。なお、ほ場整備が完了した農地であっても地形的・地質的条件から湿田や未舗装農道などの作業条件の低い農地もあるため、地域の意向を踏まえながら、更なる整備を推進する。

また、国の遊水地整備によって移転を余儀なくされる農業者が、本地域に移転して営農が営みやすいほ場環境の整備を推進する。

（3）東部地域（山小屋地区、四辻新田地区、南須釜地区の東部〔青井沢他〕、山新田地区）

東部地域は、本村の中でも比較的標高の高い中山間地域に位置し、阿武隈中部第二区域農用地開発公団事業や団体営小規模土地改良事業によるほ場整備が行われている。しかし、当該地域の水田の多くは

中山間地特有の湧水等により湿田が多く作業効率が悪いことから、ほ場環境の改善を求める要望があるため、農地耕作条件改善事業等を活用しながら農地条件の改善を図る。

青井沢・小半弓・千五沢地区については、小規模土地改良事業により、ほ場及び農道、用排水路の整備を進め、近代的農業の推進により経営規模の拡大を図る。

ほ場条件の改善により生産性・作業効率の向上を図るとともに、地域担い手への集積・集約を促進し流動化による規模拡大を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
農地耕作条件改善事業	暗渠整備、畦畔除去等	山小屋地区	16ha		令和3~5年度
農地耕作条件改善事業	暗渠整備	玉川第1	30ha		令和5~8年度
農業水路等長寿命化・防災減災事業	頭首工修繕	蒜生地区	10ha		令和3年度
ため池等整備工事	ため池耐震改修	中地区	30ha		令和3年度 中村池
ため池等整備工事	ため池耐震改修	竜崎地区	6ha		令和3年度 三ツ池
農業集落排水事業	最適化整備構想	川辺・竜崎・須釜	—		実施年度未定 3地区
農業集落排水事業	農業集落排水整備	蒜生・小高・中	—		令和1~6年度

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本村の森林面積は2,122ha（国有林含む）であり約4割以上を占め、森林の保全整備は重要な課題である。森林がもつ水資源のかん養・保水機能は農地保全に密接に関係しているだけでなく、災害の防止機能など森林のもつ多面的・公益的機能は農業以外の側面においても重要である。

しかしながら、木材価格の低迷等により森林所有者の経営意欲が減退し、森林整備が充分に行き届いていない森林が多く見受けられ、森林が果たす多面的機能の低下が懸念されている。

このことから、今後の森林整備は玉川村森林整備計画に基づき公的森林整備を森林環境譲与税等を活用しながら推進し、水資源かん養機能維持増進森林、山地災害／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健・レクリエーション・文化機能維持増進森林、木材等生産機能維持増進森林などそれぞれの機能に応じた的確な整備を図っていく。

4 他事業との関連

第6次振興計画で計画されている農業の振興、担い手への農地の集積・集約の施策方針から実施することが相当な農業生産基盤の整備については、農地中間管理事業関連整備事業や農地耕作条件改善事業の活用を地域農業者や担い手、関係機関等と相互に調整を行い、生産基盤強化のための整備充実を促進し、農業の振興を図る。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本村における耕作放棄地面積は増加傾向にあり、今後も農業従事者の高齢化と後継者の減少により、さらなる発生が懸念される。

近年の耕作放棄地は山間部などの農業上不利な農地だけでなく、基盤整備事業のなされた優良農地でも発生しており、周辺の営農に支障をきたすおそれがでてきている。

このことから、今後は基盤整備事業受益地内にある農地を農業上の有効利用を特に図るべき農地として位置づけ、認定農業者等担い手への利用集積等により、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

また、担い手の不足する地域においては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用による集落ぐるみの活動を普及啓発するほか、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める農業経営基盤強化事業により農用地の有効利用と耕作放棄地の発生防止・解消を図るものとする。

2 農用地等保全整備計画

予定なし。

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地化による農地の多面的機能の低下を防止するため、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で定める利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業などを積極的に活用し、耕作放棄地の発生防止・解消と有効利用に努める。

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度での集落協定に基づく活動により、良好な農地と農村環境を保持していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林がもつ水資源のかん養・保水機能は農地保全に密接に関係しているだけでなく、災害の防止機能など農業以外の側面においても重要であることから、玉川村森林整備計画に基づき、除間伐を重点的に行っていく。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本村ではおおむね5年後の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにした「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定し、農業経営の改善を推進しようとする農業者（認定農業者をはじめとする担い手）に対して、農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる方針を打ち出している。この中で、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並みの年間農業所得（主たる従事者1人当たり320万円程度、1個別経営体当たり480万円程度）を確保できるように、農業経営が農業生産の相当部分を担えるよう、農業構造の確立を目標としている。

項目	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標 面積
個別 経営体	水稻＋露地野菜	5.3ha	水稻（作業委託）5.0＋夏秋きゅうり0.3	10	
	施設野菜＋水稻	2.6ha	半促成きゅうり0.3＋抑制きゅうり0.3＋水稻2.0	15	
	施設野菜＋水稻	5.8ha	被覆トマト0.4＋水稻5.4	10	
	施設野菜＋露地野菜	0.5ha	促成イチゴ0.3＋露地きゅうり0.2	10	
	果樹	2.0ha	りんご2.0	5	
	果樹	1.2ha	もも1.2	5	
	水稻＋肉用牛（繁殖）	9.0ha	水稻5.0＋繁殖牛35頭＋牧草・飼料作物4.0	10	
	花卉＋水稻	3.4ha	りんどう0.3＋ツルウメモドキ0.1＋水稻3.0 菊0.3＋ツルウメモドキ0.1＋水稻3.0	5	
組織 経営体	水稻単一	20.0ha	水稻12.0＋大豆8.0	3	
計					2ha

※流動化目標年度：令和13年度末

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本村の農用地の利用は、農業従事者の高齢化や離農などにより、耕作放棄地・低利用地が増加傾向にある。しかし、農地は限られた資源であり、農業生産の基盤として長期にわたり確保し管理する必要がある。このため、無秩序な廃棄を抑制し、農業生産基盤の整備など優良農地の確保・保全を図るとともに、特に認定農業者等への農用地の利用集積を促進していく。

さらに、地域の特性や自然環境の保全に十分配慮しながら、多彩で高収益な農業の展開を目指し、国際間・地域間の自由競争に勝ち抜ける生産性の高い、かつ、今後も持続可能な土地利用型農業を推進するため、地域に密着した農業生産組織の育成を推進する。また、生産コスト低減のため農業機械の共同利用・農作業の共同化による、効率的な農作業の実施を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農地の流動化を円滑に促進するために、農家への意向調査により実態を把握したうえで、農業経営基盤強化促進法による事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業により担い手へ農地の集積が図られるよう、農業委員会及び農業協同組合等を中心に農地流動化を進める。また、農地集積の受け皿となる営農組織や農作業の一旦を担う受託者組織等の育成を図り、農用地の効率的かつ総合的な利用を推進する。

(1) 地域営農組織等の育成

地域の中核的担い手農業者をはじめ、小規模農家、兼業農家、高齢農家が行っている地域の農業生産を維持・拡大していくため、集落内の話し合いのもとに機械・施設の共同利用や農作業の受委託、更には品種統一や土づくり等の地域連携協定等により地域の実情に応じた機能を持つ新たな生産組織を育成する。

また、既存組織の機能強化を図るためには、担い手農業者を中心とした農作業受託組織の育成と農作業が地域単位で行われるような属地的生産組織への再編を誘導する。さらに経営の近代化・効率化を図るため、法人化のメリットなどを学ぶ研修会の開催や啓蒙を行い生産組織の法人化を推進する。

(2) 農作業受委託の促進対策

地域農業集団を組織化して農業生産組織、ライスセンター、機械利用組合、農地所有適格法人等、高効率な生産組織を育成し、高性能機械・農業機械施設の導入により、農作業の共同化及び幅広い農作業の受委託を推進し、農業機械への過剰投資を抑制し、経費の節減と合理化を図り、中核的農業者の規模拡大に資する。

これにより兼業農家や高齢農家の労働力不足の解消と農地の遊休化抑制を図りながら、農業の担い手の経営規模の拡大を誘導し、農家所得の向上と農地の有効利用を推進する。

(3) 地力の維持増進

大豆、いんげん等の豆類において化学肥料の連用による地力の減退や連作障害の発生がみられることから、生産の安定を図りながら園芸産地として発展していくためには、地力の維持・増進が必要となっている。

このため畜産農家の堆肥が稲作及び園芸農家に効率的に利用されるよう循環型農業の活動を推進するとともに、国等の支援施策を活用しながら飼料用米の拡大を図る。また、合理的な輪作体系の確立、土壌診断活動の実施、土壌改良資材の投入等により地力の維持・増進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域の東側には緩傾斜の山が走っており、阿武隈中部第二区域の用地開発公団事業により一部草地畑造成が行われたが、有効的な活用が行われていない状況にあるため、放牧等での利用を促す必要がある。

森林資源の活用として、これまで自然林を利用した原木しいたけ栽培が行われ、山菜資源とともに林業収益の一旦を担ってきたが、東京電力原子力発電所事故以降、これらの産業が衰退するに至ったことから、森林環境譲与税を活用した森林整備を推進していく必要がある。

また、林道については、水資源のかん養、自然環境保全等、森林の果たす公益的役割を考慮し、森林資源との調和を図りながら既存路線の適切な維持管理を行う。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

近年、消費者のニーズが多様化している状況において、農畜産物の需要の変化に適応し、安定的な経営を維持していくためには、現在の農業・農村が抱えている農業就業人口の減少や農業従事者の高齢化、後継者不足や兼業化等による畑作の生産力低下等の課題を解決していく必要がある。

基幹作物である水稲については、年々米価が下落している現状を踏まえ、ライスセンター（又はカントリーエレベーター）や集出荷貯蔵施設等の整備、高性能機械・IOTを活用したスマート農業の導入等を図りつつ、農作業受委託を促進しながらコストの削減と効率的な農業経営への移行を推進する。

また、主要作物であるきゅうり、トマト、インゲンなどの野菜、果樹、花き類の振興については、農業生産基盤の整備と併せて、高性能な農業機械・施設及び先進技術の導入に取り組み、収量拡大により農業収益を確保する農業経営へ誘導する。

なお、農業機械・施設の導入、利活用に当たっては、過剰投資を抑制するため、地域集落や生産組織間での共同購入や賃貸借による共同利用等を計画的に進め、施設等整備計画のもとで効率的利用の推進と過剰投資の防止に努める。

2 農業近代化施設整備計画

現在のところ農業近代化施設の具体的な整備計画はないが、前述の現状を踏まえ、今後、西部地区に新たなライスセンター又はカントリーエレベーターを整備し、それらに付随する高機能農業機械の導入を推進する必要がある。

このため、農業の担い手で構成する農業集団の法人化を誘導し、農作業受託の主体的或いは補完的な役割りが担えるよう、農業機械・設備の近代化整備への支援を行う。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

水資源のかん養、自然環境保全等、森林の果たす公益的役割を考慮し、調和を図りながら、農業近代化の設備、充実を促進する。また、複合経営の安定を推進していくため、森林の再生と林産資源の開発、林業における整備計画との関連に配慮する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本村において、近年新規就農者が徐々に増加の傾向にあるが、現在のところ新規就農者及びその確保のための居住施設や農作業体験施設、就農支援施設等については整備されていない。新規就農者の確保のための施設及び農業を担う者やその家族が利用する福祉施設等も整備充実させていく必要がある。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

新規就農者及びその確保のための施設及び農業を担う者やその家族が利用する福祉施設、医療施設等の具体的な整備計画の策定に向けたニーズ調査等を実施し、現状においては、各地域の集会所及びすまみプラザ等の利活用を推進する。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農の相談があった場合には、関係機関に照会して農業技術・知識習得への支援、就農準備等に必要な資金・手当等の支援、生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援、就農や経営向上のために必要となるさまざまな情報を提供し、就農者の確保に繋げていく。

また、青年就農者の確保に向け、学校教育の段階から農業への理解を深める取組を推進するといった長期的な視点を持ち、支援体制を整備していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

(1) 林業労働者の育成

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲的な取組に繋げることと、他産業と同等以上の雇用条件の確立を図ることである。

本地域の林業は、ごく少数の小規模経営体が残っている程度であり、農業との兼業がほとんどであるため、農業振興策とともに林業労働者の育成対策を進めていく必要がある。

(2) 林業後継者等の育成

農業を含む農林業後継者は、労働過重等の厳しい労働環境条件と収入が不安定であることから現状では農林業後継者の増加は期待できない。このため農業経営の安定収益の確立を基本とした林業の振興を図る必要がある。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本村における林業事業体は極めて小規模であり、経営基盤は脆弱な状況である。これら事業体の体質を強化するためには、これまでの経営形態に留まらず、他産業との連携や新たな商品の開発等が必要である。また、意欲ある事業体に対して積極的に支援していく必要がある。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

兼業化の進展あるいは経済状況の変動により、農業者、農家世帯員及び農家子弟の他産業へ就業が増大している。よって、農地の流動化に結びつけ担い手農家への農地の集積を図り、農業構造の改善を図らなければ、農業者、他産業就業者の双方が共倒れになることは明らかである。

このためには、他産業就業者の安定的な就業が不可欠である。すなわち、出稼ぎや日雇・臨時雇労働者を恒常的勤務に誘導して、農地の流動化を活性化させ、このことによって就業機会の増大及び自立経営農家の育成、ゆとりある農家経営へと導きたい。よって、他産業従事希望者あるいは現に従事している人の安定した就業を確保し、農工商のバランスのとれた発展を期するため、所要の方策を講ずるものとする。

単位：人

区 分		従 業 地											
I (形態別)	II (産業別・業種別)	村 内			村 外			不 明			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	—	19	19	38	73	30	103	7	4	11	99	53	152
自営兼業	—	16	8	24	3	0	3	13	14	27	32	22	54
日雇	—	0	0	0	2	2	4	0	1	1	2	3	5
臨時雇	—	6	2	8	6	8	14	0	0	0	12	10	22
その他	—	3	0	3	6	2	8	2	3	5	11	5	16
計	—	44	29	73	90	72	132	22	22	44	156	93	249

※農業者アンケート調査(2020年10月) / 従業地「不明」：従業地未記入者、性別未回答者は「男」で集計

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業の促進を図るためには、就業の場となる企業誘致を積極的に推進していく必要があるが、併せて、集落座談会等の機会をとらえ就業意向を調査・把握するとともに、農業委員会・農業協同組合・商工会等との連携をしつつ、相談体制を充実していく必要がある。

また、農村地域工業導入実施計画(昭和46年法律第112号)に基づき企業へのPRに努め、他産業への就業の円滑な誘導と農業者の福利厚生の実現を図り、企業誘致活動を引き続き強化継続する。企業進出にあたっては地元商工会及び関係者との調整を図り、円滑な進出が行われるよう十分な協議を行うものとする。近年、地域の農林水産物及びその他の地域資源を活用し、複数の業態が連携した6次化産業が、脚光を浴びているが、本地域においても、地域特産物を活用した製品の開発を行う産業を育成し、農業従事者の新たな就業の場を創出できるよう努める。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業を取り巻く情勢は厳しく、林業生産活動は全般にわたり衰退しているのが現状であるが、本村は豊富な林産資源を有しており、これらの活用を放置していることは大きな損失である。安価な外国産材の流入等により、今後も厳しい状況は続くと考えられるが、新しい視点で活用方法の調査検討を進め、生業としての林業が安定した就業の場となるよう、地場産業の振興を併せて注力していく必要がある。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本地域は、全ての住民が明るく健康で活力に満ちた生活を送れるよう「未来（あす）が輝く村づくり“元気な”たまかわ」を基本目標として、人と自然が調和し、豊かで潤いのある生活環境の実現のため、さまざまな生活環境施設の整備・充実に取り組んできた。生活環境施設は、その地域に住む人々にとって健康で文化的な生活を営むために必要不可欠なものであり、同時に地域住民のコミュニティ形成を図るうえでも重要なものである。今般、生活水準の向上や生活様式の多様化、住民意識の変化等により、地域を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題等も生じているため、村民が快適で文化に富んだ日常生活を営むために必要な、生活環境の改善整備の取組を以下の視点から推進していく必要がある。

（１）安全性

近年、全国的に局地的なゲリラ豪雨や台風による被害が頻発していることから、河川の改修工事や排水路の整備など、総合的な治水対策が求められている。本村西側は阿武隈川に面し、中山間部も多いことから、過去には幾度も洪水や土砂災害等に見舞われた。この事から災害時における迅速かつ適切な情報伝達体制の整備を進めるとともに、初動体制を確立し、災害の防止と村民の安全に配慮したむらづくりを推進する。そのためには、地域防災計画に基づく関係機関との防災体制の連携強化を図り、行政・村民・事業者等が一体となった計画的かつ柔軟な災害予防対策の推進を図る必要がある。

また、交通事故の根絶は村民全ての願いであり、近年は、高齢者・幼児等の交通事故が発生しており、村民総ぐるみによる交通安全教育を徹底すると共に、歩道やガードレール・街路灯施設等の安全施設の整備を更に促進する。

防犯については、村内における重大事件の発生はないが、今後とも犯罪の未然防止のため、関係機関・団体と地域住民が一体となり、安心して生活ができる村づくりに努める。

（２）保健性

ごみ排出量は生活様式の多様化に伴い年々増加する傾向にある。循環型社会構築のため、村民及び事業者の理解と協力の下、ごみの減量とリサイクル活動を促進し、焼却ごみの減量化に努める。

し尿処理については、これまで3地区（川辺、竜崎、須釜）において集落排水施設の整備が完了し、今後、役場周辺地域の整備を進めているところである。未整備の地区については、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進し、家庭などから排出される汚水が農業用排水路に流れ込み、水質の悪化を招かないよう、水質の維持・向上を図らなければならない。

保健については、定期検診や成人病予防等の対策を講じ、病気の早期発見及び予防に努めている。今後も関係医療機関や保健師の指導活動を強化し、地域住民の健康増進に努めると共に、急速に進展する高齢化社会に対応した保健行政を推進する。

（３）利便性

本地域における主要幹線道路は、国道118号、県道138号線（母畑須賀川線）、県道42号線（矢吹小野線）外県道3路線が村内を縦横に走り、全路線舗装されているものの、一部未改良箇所があり、余裕のある幅員に改良・舗装する必要がある。

村道については、1級村道は10路線で実延長21.6km、改良率100%舗装率100%、2級村道につい

ては、11 路線あり実延長 12.5 km、改良率 93.6%舗装率 100%で、その他村道は 282 路線あり、改良率 70.4%舗装率 78.1%となっている。集落内、集落間を結ぶ生活道路を重点的に、舗装率 100%を目標として整備し、安全な交通環境を実現するために道路改良も積極的に推進する。

農道については、土地改良事業により、改良・一部舗装されているものの、整備率は低く、農産物の生産性向上と省力化を図るため、村道に準じた整備を図る必要がある。

(4) 快適性

本村は阿武隈高地の西側に位置し、阿武隈川流域の平坦地と阿武隈高地に連なる山間地から形成され、乙字ヶ滝や東野の清流等の景勝地があり、豊かな自然に恵まれた地域である。また、国道 118 号に沿うように中心的市街地が形成され、近年多くの商業施設が outlet していることから生活の快適性が向上している。

今後、より快適な周辺環境を創出するためには、総合運動公園や各地域に点在する公園施設、地域集会施設をはじめ、子育て支援施設や高齢者福祉施設の充実を図る必要がある。

(5) 文化性

余暇の増大に伴いスポーツや体力づくりなどの健康活動に対する関心は高まっており、今日まで玉川村総合運動公園を核として、スポーツに親しむ場として文化体育館や屋根付き広場等を整備し、健康増進面においては健康の駅（村保健センター内）の設置等により、村民の健康増進・スポーツ水準向上を推進している。

これらの施設の効果を最大限に発揮させるためには、施設を活用するソフト事業も併せて拡充していく必要がある。

また、文化財の指定を受けている史跡、天然記念物及び伝統芸能等が多数あり、これらの文化財を学校教育や生涯学習の教材として積極的に活用するとともに、貴重な文化遺産として保護、継承に努める。

2 生活環境施設整備計画

本村では、前述のとおり生活環境を向上させる取組を多岐にわたり推進しているが、住民アンケート等を実施し、より住みやすい生活環境の創出を推進する必要がある。

生活の基盤となる農道や水道等の基本的インフラの整備から余暇活動で利用できる施設等、きめ細やかな整備により、住民満足度の向上を図らなければならない。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本村の森林面積は 2,122ha で総面積の 45.6%にあたり、そのうち 691ha が国有林となっているが、村有林は 75ha、私有林に関しては 1,257ha と豊富な森林資源を有している。

これら資源を有効に活用するためには、森林の間伐を中心に森林再生の実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討していくものとする。

また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

生活環境整備のため、都市計画道路や農道等の整備を計画的に進めていく。また、各種事業の実施にあたっては、環境基準および規制基準にのっとり環境に配慮した事業を行っていく。

第9 付図

1 土地利用計画図（附図1号）